

行政文書一部公開決定通知書

神サ発第 4932号

令和7年12月15日

様

神奈川県警察本部長



令和7年8月24日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分の一部あることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	東京ヴェルディのショッピングサイトに対する不正アクセス等事件に関する犯罪事件受理簿、犯罪事件処理簿及び事件指揮簿
公開請求に対して特定した行政文書の概要	別紙記載のとおり
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分) 別紙記載のとおり
	(公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 別紙記載のとおり (理由) 別紙記載のとおり
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 につ いては、 年 月 日以後であればその理由がなくなり ますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。

(裏)

あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等	☒ あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。 ☐ あなたが求めた公開の実施の方法（☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。 ☐ あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当課室に提出してください。公開の実施の方法については、（☐窓口における閲覧又は視聴 ☐窓口における写しの交付 ☐郵送による写しの交付）の方法によることができます。 なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限ります。）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。
事務担当課室	生活安全部 サイバー犯罪捜査課 電話番号 045-211-1212 内線 3183

- 備考
- 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

別紙

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
犯罪事件処理簿 (番号第13号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地及び生年 月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第14号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地、職業及 び生年月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
犯罪事件処理簿 (番号第15号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居、出生地、職業、氏名 （通称）及び生年月日		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙		
犯罪事件処理簿 (番号第16号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地、職業及 び生年月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第19号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地及び生年 月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第20号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地、職業の 一部及び生年月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第21号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地及び生年 月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄及び検挙の端 緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の 一部、勾留・釈放欄及び証拠 資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第23号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地及び生年 月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	発覚の端緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	送致（付）別欄の一部、及 び証拠資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第24号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部、出生地、職業の 一部及び生年月日の一部		
	捜査主任官欄、担当者欄及 び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・ 照会		
	発覚の端緒欄		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	逮捕欄の種別・年月日の一 部及び場所		
	送致（付）別欄の一部及び 証拠資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であるこ とから、神奈川県情報公開条例の 規定が適用されないため。
犯罪事件処理簿 (番号第25号)	決裁欄の警部補以下の階級 にある警察官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の本籍（国籍）、 住居の一部及び生年月日の一 部		

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
	捜査主任官欄、担当者欄及び逮捕欄の逮捕者の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及び 第7号該当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	被疑者欄の前科及び作成・照会		個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	発覚の端緒欄		
	逮捕欄の種別・年月日の一部及び場所		
	釈放欄、送致（付）別欄の一部及び証拠資料欄		
	別紙	神奈川県情報公開 条例第32条該当	刑事訴訟に関する書類であることから、神奈川県情報公開条例の規定が適用されないため。